

岩手県告示第381号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成27年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成27年4月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	盛岡市根田茂第8地割の一部、根田茂第7地割、築川第6地割の一部
宮古市	宮古市赤前第11地割、第12地割、第14地割、赤前第13地割、第15地割、第16地割、第17地割の各一部、白浜第1地割、第2地割、第3地割、音部第1地割、第4地割、第5地割、第6地割、第7地割の各一部、音部第2地割、第3地割、第8地割、第9地割、第10地割、第11地割、重茂第15地割、重茂第2地割、第3地割、第11地割、第12地割、第13地割、第14地割、第16地割、第17地割、第18地割、第19地割、第20地割、第21地割の各一部、田老字七滝、田老字青倉、茂市第3地割の一部、茂市第4地割、第5地割、第9地割、夏屋第5地割、川内第6地割、第9地割
遠野市	遠野市上郷町佐比内6地割、7地割、8地割、9地割、平倉44地割、細越10地割、13地割、14地割、18地割、19地割、25地割、26地割、33地割、34地割の各一部、細越1地割、2地割
一関市	一関市字沢の一部、関が丘、東台、三関字小沢の一部、滝沢字長ヶ沢
釜石市	釜石市甲子町第15地割、第16地割の一部
奥州市	奥州市水沢区真城字中崎、江刺区梁川字堂ノ前、地藏堂、大尻の各一部、藤里字平場の一部
滝沢市	滝沢市平蔵沢の一部、湯舟沢の一部、外山の一部
金ヶ崎町	胆沢郡金ヶ崎町永沢の一部
大槌町	上閉伊郡大槌町金沢第36地割、第38地割
山田町	下閉伊郡山田町船越第22地割、第23地割の各一部及び石峠第1地割から第3地割までの各一部
一戸町	二戸郡一戸町女鹿字新田の一部、小繫字西田子の一部

2 調査期間 平成27年4月13日から平成28年3月31日まで